

10 人槽以下の浄化槽管理（設置）者の皆様へ

***** 浄化槽法定検査のしくみ *****

浄化槽法に基づき毎年1回行う定期検査（11 条検査）には、5年ごとに実施するガイドライン検査とそれ以外の年に実施する効率化検査があります。



広島県浄化槽キャラクター
浄化槽くん



ガイドライン検査と効率化検査の実施年（地域ごとにローテーションしながら実施します。）

市 町 名	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
三次市, 庄原市, 安芸高田市, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化	効率化
東広島市, 竹原市, 大崎上島町	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化
広島市, 呉市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化
三原市, 尾道市, 府中市	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化
福山市, 大竹市, 廿日市市, 神石高原町	効率化	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン

注1 「ガイドライン」とは「ガイドライン検査」, 「効率化」とは「効率化検査」のことです。

注2 2026 年度以降については, 2021 年度から 2025 年度までと同様の順序で実施していくこととなります。

注3 ここでいう年度は, 4 月 1 日から 3 月 31 日までを指します。



検査機関（広島県知事が指定した機関が行います。）

検査区分	担当検査機関名	連 絡 先
ガイドライン検査	公益社団法人 広島県環境保全センター	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西四丁目2番28号 電 話 082-849-6411 ファックス 082-849-6422
効率化検査	公益社団法人 広島県浄化槽協会 H29.4.1「公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会」 から名称変更	〒735-0027 安芸郡府中町千代8番8号 電 話 082-569-5540 ファックス 082-569-5541

浄化槽は きちんと使って きれいな水に

申し込み手続き（いずれかの検査の前に書面による契約をしていただきます。）

- ※ 指定検査機関から受検案内がありますので、受検する旨を回答していただければ、当該機関又は当該機関から委託を受けた者が「浄化槽法定検査受検契約書」を持参し契約に伺いますので、契約してください。
- ※ 指定検査機関から直接、契約書が郵送される場合もありますので、必要事項を記入し返送することにより契約してください。契約書が郵送された場合で、記入方法等ご不明な点がある場合は、郵送した検査機関に問い合わせしてください。
- ※ 契約の相手方は2つの検査機関の連名となり、以後は毎年その年度の担当検査機関から連絡がありますので、検査日程を調整して受検してください。
- ※ 契約書に記載された個人情報の取り扱いについては、法定検査業務の目的以外に利用することはありません。

検査料金

	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
ガイドライン検査	7,000 円	5,000 円
効率化検査	5,000 円	5,000 円

※合併処理浄化槽：し尿と台所等の生活雑排水とを併せて処理する浄化槽をいいます。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽をいいます。

検査内容

ガイドライン検査

国（環境省）が示した検査項目である 86 項目すべてを検査します。

効率化検査

外観検査項目を軽減し、水質検査項目など 18 項目（BOD など）に絞って検査します。

- * BOD（生物化学的酸素要求量）検査とは、微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量のことで、この値が大きくなれば水が汚れ、値が小さいほど水はきれいな状態で放流されます。
BODは、設置の状況及び維持管理の状況を総合的に示す指標で、これらが適正か否かをよりの確に判断できるものです。
- * 効率化検査では検査項目が少ないため、作業時間が縮減されます。

原則「BOD検査」で「不適正」と判断された場合は、無料で**二次検査**（全項目）を行います。



浄化槽設置等各種手続き、適正管理に関する問合せ先

※お住まいの地域の市役所または町役場へお問い合わせください。

【広島市】業務第二課 Tel082-504-2223
【三原市】生活環境課 Tel0848-67-6168
【府中市】環境整備課 Tel0847-43-9222
【大竹市】環境整備課 Tel0827-59-2154
【安芸高田市】上下水道課 Tel0826-47-1204
【海田町】町民生活課 Tel082-823-9219
【安芸太田町】住民課 Tel0826-28-2116
【世羅町】町民課 Tel0847-22-4513

【呉市】環境試験センター Tel0823-25-3551
【尾道市】下水道課 Tel0848-29-7010
【三次市】環境政策課 Tel0824-62-6136
【東広島市】環境先進都市推進課 Tel082-420-0928
【江田島市】地域支援課 Tel0823-43-1637
【熊野町】生活環境課 Tel082-820-5606
【北広島町】上下水道課 Tel050-5812-1861
【神石高原町】環境衛生課 Tel0847-89-3336

【竹原市】市民課 Tel0846-22-2279
【福山市】環境保全課 Tel084-928-1072
【庄原市】下水道課 Tel0824-73-1175
【廿日市市】下水道経営課 Tel0829-32-5490
【府中町】下水道課 Tel082-286-3189
【坂町】環境防災課 Tel082-820-1506
【大崎上島町】保健衛生課 Tel0846-62-0303

浄化槽に関する情報は、県の環境情報サイト「eco（エコ）ひろしま」にも掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-i4-jyoukaso.html>